

平成16年3月25日

内閣総理大臣  
知的財産戦略本部長  
小泉 純一郎 様

大阪府知事 太田 房江

## 知的財産施策に関する大阪府要望

本府では、経済のグローバル化や技術革新の進展の中で、大阪産業の再生を図るためには、特許をはじめとする「知的財産」を数多く生み出し、それを活用する「知恵の勝負」に活路を見出すことが必要と考えています。

このため、これまでも、府立特許情報センターにおいて、産業財産権に関する情報の収集・提供や専用ブースにて特許戦略策定などを指導する特許インキュベーション事業などを行ってきたところですが、このほど、大企業に比べ取組みが遅れている中小・ベンチャー企業の新産業や新技術の創出に向けた知的財産に関する施策を推進するため、意識啓発や権利化の支援などを盛り込んだ「大阪府知的財産戦略指針」を策定したところです。

今後は、この知的財産戦略指針に基づき外国特許出願に対する助成や地域における知的財産に関する弁理士相談及びセミナーの開催などにより、中小・ベンチャー企業を支援していくこととしていますが、国におかれましても、中小・ベンチャー企業が知的財産に関する取組みをより一層推進していただくために、特許手数料減免など下記事項について十分ご配慮いただきたく要望いたします。

### 記

#### 1 中小・ベンチャー企業に対する特許手数料減免等の対象の拡大

現在、特許法や産業技術力強化法に基づき、資力や研究開発の面から特定の要件を満たす中小企業を対象に審査請求料・特許料の減額等が措置されているが、中小・ベンチャー企業

の知的財産権取得を奨励するため、中小企業基本法で規定する全ての中小企業を対象とされたい。

## 2 海外における知的財産侵害対策の強化

### 海外における知的財産侵害の把握、調査支援、出願・紛争対応費用の助成

経済がグローバル化する今日、海外において模倣品被害など権利侵害が増加しているが、中小・ベンチャー企業は、外国特許出願や紛争対応に係る費用負担が大きく、被害実態の把握や、対抗措置を講じるためのノウハウも乏しいことから適切な対応ができていないケースが多くみられる。ついては、中小・ベンチャー企業に対する海外被害実態の把握調査への支援や、費用負担の助成をされたい。

### 中国はじめアジアにおける知的財産権の保護強化

アジアの一部の国においては、我が国企業の商標、意匠だけでなく、特許も含めた知的財産が侵害され、その被害が増加している。また、中国では、WTO加盟後、知的財産に関する法令整備は進んでいるものの、侵害に対する取締りや摘発が依然として不十分である。

このため、FTA等の二国間の枠組み、WIPO・APEC等の多国間の枠組みを利用した外交政策や水際措置を一層、充実していただくとともに、在外日本大使館をはじめとする現地での相談体制を整備することにより、我が国企業の知的財産権の保護強化を図られたい。

## 3 知的財産権を活用した資金調達のための環境整備

現在の金融制度の大部分は有形固定資産を担保とするものであるため、有形固定資産が少ない中小・ベンチャー企業にとっては資金調達が困難である。成長ポテンシャルの高い中小・ベンチャー企業を支援するため、政府系金融機関等による知的財産に着目した投融資制度を拡充するとともに、知的財産の価値評価手法の確立や、知的財産の流通市場等の環境整備を図られたい。

## 4 コンテンツの利活用推進のための支援措置の実施

### コンテンツに関する権利登録制度の整備と手続き簡素化

コンテンツの二次利用を円滑に推進するため、権利関係の明確化と手続きの簡素化を図る必要がある。このため、簡便に権利関係の登録・検索が可能となるよう、インターネットの利用など、新たな権利管理システムの構築を図られたい。

## **海外コンテンツ市場への発信強化と流通促進**

日本が世界に誇る文化である独自のコンテンツを海外に向けて発信し、その流通を強化するため、コンテンツのデジタル化の推進と、インターネットを活用した発表とビジネスマッチングの機能を兼ね備えた場の設置を検討されるとともに、日本貿易振興機構等の海外貿易支援機関によるコンテンツ輸出促進の支援を図られたい。

## **5 大学の産学連携事業に対する助成制度の創設**

大阪府立大学では、大学で生み出される技術の円滑な産業界への移転を実現するため、企業ニーズのデータベース化と解析、大学内外との有機的な連携、産学連携のためのルールの構築など、必要とされる各種の実証実験に取り組んでいるところである。

これらの取組みは、他の公立大学のモデルとなるものでもあるため、大阪府立大学での取組みに対して支援が図られるよう、大学発ベンチャー経営等支援事業による専門家の派遣と併せて、産業界への技術移転に関する大学への助成金制度の創設を図られたい。

## **6 TLOに対する大学等技術移転促進費補助金の拡充・延長**

大阪 TLO はじめ技術移転に携わる機関が、円滑かつ効果的に事業展開できるよう、承認 TLO に対する国補助金の限度額 3 千万円の増額及び最長 5 会計年度の延長を図られたい。

## **7 多面的な人材育成**

### **新たなメディアに対応したコンテンツ制作人材の育成**

昨年 1 2 月から大阪・名古屋・東京で開始された地上デジタル放送の全国への拡大において、必要となるデータ放送に対応したコンテンツを制作できる人材を育成するため、大

阪で実証実験を行っている通信・放送融合技術開発テストベッドを活用し、全国標準となる育成カリキュラムの開発と普及を図りたい。

### **知的財産をプロデュースする高度な職業人材の育成**

知的財産立国を支えるには、ビジネスの現場に直結して活動できるプロデュース機能を発揮できる人材の育成が急務である。このため、特に欧米に比べ整備が遅れている高度で専門性の高い「メディアスクール」の設置に向けて、大阪都市部において、プロデュース機能に関する体系的なカリキュラムの開発と普及を重点実施されたい。

## **8 知的財産情報への危機管理体制の確保**

我が国産業の活性化を図るためには、特許をはじめとする知的財産情報の活用を安定的に担保する必要がある。トラフィックの集中や大規模災害等による知的財産情報公開システムの停止等の影響を回避するため、特許電子図書館システム等のサブセンターを、東京に匹敵する情報通信環境を持つ大阪に設置されたい。

以 上